

「国民保護法」を知っていますか？

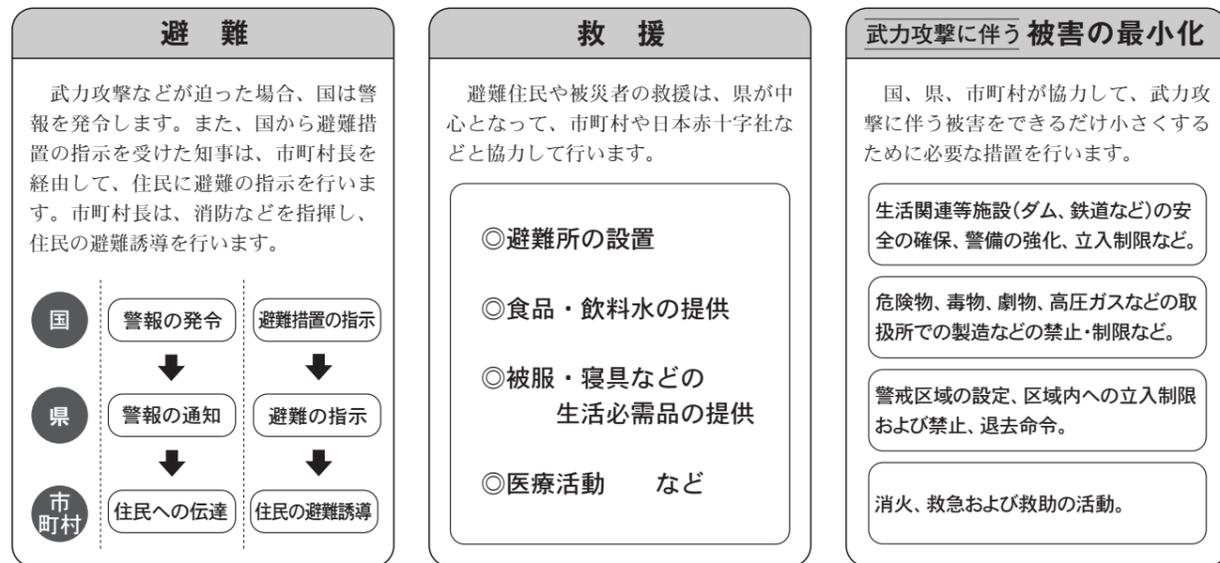
平成16年9月に施行された国民保護法は、正式名称「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」と言います。これは、武力攻撃や大規模テロなどから「国民の生命・身体・財産」を守り、国民生活や国民経済に与える影響が最小となるように、国や県、市町村などの役割を定めた法律です。

市の役割は？

有事における市の役割は、国からの警報などの通知を県を経由して受けた場合に住民に伝達していくこと、避難指示があったときは直ちに避難実施要領に従い、避難住民を誘導すること、住民の安否情報や被災情報を収集することなどが主なものです。

市では、国民保護法に基づき「安曇野市国民保護計画」を作成します。この計画は、安曇野市国民保護協議会を開催し、広く住民の意見を聞いて作成します。

武力攻撃などから「国民の生命・身体・財産」を保護するための3つの柱



指定公共機関・指定地方公共機関 (日本赤十字社、放送・運送・電気・ガス事業者など) → 救援への協力、警報などの放送、避難住民や緊急物資の運送、電気・ガスの安定的な供給などを行います。



国民の協力

国民保護法では、住民の避難誘導や被災者の救援などについて、国民が協力するように努めることを定めています。こうした協力は、国民の自発的な意思に委ねられるもので、その活動にあたっての安全確保が十分に配慮されることになっています。

■問い合わせ 豊科総合支所内総務部危機管理室 (TEL 72・3111 FAX 72・8340)

防災 水害からまちを守るため、総合水防訓練

安曇野市となって初めての全市的な防災訓練となる総合水防訓練が10月22日、明科の御宝田多目的グラウンドで行われました。

この日は、職員や消防団員、地域住民など約350人が参加。今年7月の豪雨災害の教訓をもとに、情報収集伝達訓練、避難訓練、消防団による水防訓練などが行われました。平林市長は「訓練を実のあるものにするため、絶えず反省し、見直ししながら市民の生命・財産を守るために危機意識を高めていきたい」とあいさつしました。



水防訓練では、土のう作りや堤防を守るシート張り工法を学んだ

上・下水道の健全運営と料金改定の必要性の検討がスタート

上・下水道



公共下水道事業運営審議会の青嶋会長に諮問書を手渡す平林市長

上・下水道の健全運営と料金改定の必要性についてそれぞれの運営協議会に諮問が行われました。

水道事業運営審議会の初会合は9月25日に行われ、会長に平林茂寿さん(豊科)、副会長に加々美圭子さん(明科)が選出されました。また、公共下水道事業運営審議会は10月27日に開かれ、会長に青嶋智隆さん(豊科)、副会長に大谷孝由さん(穂高)が選出されました。両協議会は、現在、地域ごとに不均一になっている各料金体系の統一に向けた検討を始めました。

男女共同参

男女共同参画計画策定と計画の推進に取り組む

安曇野市男女共同参画社会形成推進委員会の初会合が10月13日、豊科総合支所で開かれました。

同委員会は、今後、市の男女共同参画計画等の策定と計画推進に取り組みます。この日は、平林市長から19人の委員に委嘱書が交付されたほか、会長に山田安子さん(堀金)、副会長に内田昭三さん(豊科)が選出されました。今後は、市民意識調査を行い、平成19年度中の計画策定を目指して検討を行う予定です。



公募委員4人を含む19人の委員に委嘱書が手渡される